

第 140 期

定時株主総会招集ご通知

日時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時

場所 静岡県静岡市清水区天神 1丁目7番30号
清水銀行天神本部 3階大会議室



清水銀行

証券コード：8364

目次

■ 第140期定時株主総会招集ご通知	1
--------------------	---

(添付書類)

■ 第140期事業報告

1. 当行の現況に関する事項	3
2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項	10
3. 社外役員に関する事項	12
4. 当行の株式に関する事項	13
5. 当行の新株予約権等に関する事項	14
6. 会計監査人に関する事項	14
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	14
8. 業務の適正を確保する体制	15
9. 会計参与に関する事項	16
10. その他	16

■ 計算書類

貸借対照表	17
損益計算書	18
株主資本等変動計算書	19

■ 連結計算書類

連結貸借対照表	20
連結損益計算書	21
連結株主資本等変動計算書	22

■ 監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本	23
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	24
監査役会の監査報告書 謄本	25

■ 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	26
第2号議案 取締役11名選任の件	27
第3号議案 監査役1名選任の件	29
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	30
第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件	30
第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件	31
インターネット等による議決権行使のご案内	33

証券コード8364
平成27年6月1日

株 主 各 位

静岡県静岡市清水区富士見町2番1号
株式会社 清 水 銀 行
取締役頭取 豊島勝一郎

第140期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第140期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成27年6月18日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県静岡市清水区天神1丁目7番30号
清水銀行天神本部 3階大会議室

3. 株主総会の目的である事項

- 報 告 事 項**
1. 第140期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件
 2. 第140期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件
第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

4. 議決権行使等についてのご案内

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月18日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

【電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合】

当行指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって平成27年6月18日（木曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、33ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【重複行使の取扱い】

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとして取扱いさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

【代理人による議決権行使】

代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。）

【議決権の不統一行使】

議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる開示事項】

本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「個別注記表」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.shimizubank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、当行ホームページ (<http://www.shimizubank.co.jp/>) にて、修正の内容を開示いたします。

以 上

◇お願い

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 当日は、節電への協力の一環として会場の空調はやや高めの室温設定とさせていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましては軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

第140期 事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、静岡県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出金業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、投資信託販売業務、保険代理店業務等を通じて、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスの提供を行っております。

金融経済環境

当期中のわが国経済は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動の影響を受けつつも、公共事業による内需の底上げや先進国を中心とした海外需要の回復などを背景に、緩やかな改善基調となりました。設備投資につきましても、政府の補助金や日本銀行の金融緩和等の後押しもあり、これまで先送りしてきた老朽化設備の更新や効率化・省力化に向けた投資に加え、需要増加を見込んだ投資もみられました。個人消費につきましては、雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移しました。

当行の主要基盤である静岡県経済は、製造業においては生産性向上や研究開発を目的とした設備投資、非製造業では小売店出店や物流拠点の拡充などの設備投資が増加し、二輪車や電気機械、一般機械等の業種においては、輸出に持ち直しの動きがみられました。一方で、企業規模や業種によって業況に差があり、急激な円安進行による原材料の高騰等が企業収益を圧迫し、改善の動きに足踏み感がみられる業種もありました。個人消費におきましては、企業業績の改善を背景とした賃上げに対する期待から、一部で持ち直しの動きがみられるものの、全体としてはやや弱めの動きとなりました。

金融環境につきましては、日本銀行による継続的な量的・質的金融緩和等により、長期金利は引き続き低水準で推移しました。日経平均株価は好調な企業業績や為替の円安等を背景に、期末には2万円台に迫るなど堅調に推移しました。

事業の経過及び成果

当行は、第25次中期経営計画で掲げた施策に取り組むなかで、日々の営業活動を通じ、顧客接点の拡充・充実により、顧客基盤の拡大を図るとともに、安定的な収益の確保を行ってまいりました。

法人のお客さまへの取り組みとしましては、海外進出支援として、中国で開催された商談会への共催参加、海外に現地法人を持つお客さまに対する国際協力銀行との協調融資を行いました。また、創業者支援、ビジネスマッチング、M&A、経営改善、事業再生支援等について、外部機関と提携し、多様化するお客さまのニーズに応える体制を整えるとともに、各種顧客向けセミナー開催による情報提供を行いました。さらに、静岡県農業信用基金協会との提携により、「農業近代化資金」の取扱いを開始し、成長分野と期待されるアグリビジネスへのサポート体制を強化しました。

個人のお客さまへの商品・サービスとしましては、7つの新たな投資信託商品の追加により、金融商品のラインアップを拡充し、お客さまに最適な資産運用のご提案を行っております。また、住宅ローンをご利用のお客さま向けに「ライフサポート団体信用生命保険制度」の取扱いを開始し、お客さまが安心して住宅ローンをご利用いただけるようにいたしました。さらに、提携金融機関ATMの利用時間延長や個人インターネットバンキングの機能拡充を行い、お客さまの利便性向上に努めてまいりました。

また、本部、営業店、ローンセンターの人員について見直しを行い、営業店の法人渉外、個人渉外を増員し、法人ソリューション営業および個人向けコンサルティング営業の強化を図るとともに、お客さまにとって最適なソリューションを提供できる人材を数多く育成するため、研修体制を充実させ、自己啓発講座、営業支援ツール等を掲載した行員専用サイト「J-Up Site」を導入しました。

お客さまの支援体制の強化と利便性向上を図り、より一層ご満足いただけるようサービスを充実させてまいります。

損 益

経常収益は、有価証券関連収益の減少等により、前期比10億60百万円減少の244億59百万円となりました。経常費用は、与信関係費用の減少等により、前期比20億19百万円減少の199億95百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期比9億58百万円増加の44億64百万円、当期純利益は、前期比5億28百万円増加の25億27百万円となりました。

なお、当行及びグループ会社の連結業績は、連結経常収益290億70百万円、連結経常利益46億15百万円、連結当期純利益34億円となりました。

貸出金

貸出金につきましては、地域金融機関としてお客さまの資金需要に積極的にお応えした結果、前期末比140億円増加の1兆504億円となりました。

預金等

預金につきましては、地域に密着した営業基盤の拡充に努めました結果、前期末比220億円増加の1兆4,044億円となりました。

個人預かり資産につきましては、お客さまの多様化するニーズにお応えするなか、個人預金が増加し、投資信託等の販売が堅調な伸びを示した結果、前期末比235億円増加の1兆718億円となりました。

有価証券

有価証券につきましては、市場動向を注視しつつ、機動的な運用を行った結果、前期末比169億円増加の3,184億円となりました。

当行が対処すべき課題

当行は、地域密着型金融を展開し、お客さまのニーズに応じた金融サービスを提供することで地域における存在感を高めてまいりました。しかしながら、今後を展望いたしますと、人口減少、少子高齢化の進展、企業の海外進出等、社会構造が変化する中で金融機関同士の競争は激化し、地域金融機関を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されます。

このような認識のもと、当行では、現在取り組んでおります第25次中期経営計画「COMBINED RUSH '14-'15」において、目指す姿を「存在意義の発揮」と掲げ、「営業力・支援力の向上」「経営体質の向上」「人財力の向上」の3つを基本方針と定め、各種施策を実施しております。収益を追求し、経営基盤の強化を図るとともに、地域のお客さまへの金融仲介機能の提供に加え、お客さまのライフステージに合わせた最適なソリューションを提供することで、地方創生への貢献に努め、当行の存在意義を発揮してまいります。

また、地域金融機関としての社会的責任を十分に認識し、企業価値向上に向けたガバナンスの強化に取り組んでまいります。

株主の皆さまには、引き続きご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	13,094	13,504	13,823	14,044
定期性預金	8,021	8,160	8,449	8,674
その他	5,073	5,344	5,373	5,369
社 債	80	80	180	100
新株予約権付社債	59	59	—	—
貸 出 金	9,797	10,174	10,364	10,504
個人向け	1,816	1,964	2,007	1,978
中小企業向け	5,980	5,980	5,941	6,008
その他	2,000	2,228	2,414	2,516
商品有価証券	1	2	2	2
有 価 証 券	3,387	2,851	3,015	3,184
国 債	1,458	1,011	1,475	1,224
その他	1,928	1,840	1,539	1,959
総 資 産	14,023	14,826	14,879	15,849
内国為替取扱高	72,869	101,847	74,590	128,241
外国為替取扱高	1,151 ^{百万ドル}	851 ^{百万ドル}	604 ^{百万ドル}	494 ^{百万ドル}
経 常 利 益	4,191 ^{百万円}	3,238 ^{百万円}	3,505 ^{百万円}	4,464 ^{百万円}
当 期 純 利 益	1,644 ^{百万円}	1,824 ^{百万円}	1,999 ^{百万円}	2,527 ^{百万円}
1株当たり当期純利益	172.37 ^{円 銭}	191.24 ^{円 銭}	209.55 ^{円 銭}	264.99 ^{円 銭}

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結業績の推移

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	29,304	29,636	30,265	29,070
連結経常利益	4,453	3,518	3,660	4,615
連結当期純利益	1,636	2,430	2,077	3,400
連結純資産額	69,879	74,432	74,250	80,717
連結総資産額	1,408,745	1,488,023	1,494,830	1,591,910

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,056人	1,064人
平 均 年 齢	39年9月	39年8月
平 均 勤 続 年 数	16年2月	16年2月
平 均 給 与 月 額	365千円	377千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託287人、出向受入者5人を含んでおりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
静 岡 県	店 75 うち出張所 (1)	店 75 うち出張所 (1)
東 京 都	1 (0)	1 (0)
愛 知 県	2 (0)	2 (0)
合 計	78 (1)	78 (1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を24,305か所（前年度末22,222か所）設置しております。

（セブン銀行ATM19,355か所及びイオン銀行ATM4,881か所を含む）

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

(注) セブン銀行及びイオン銀行との提携ATMを除き、店舗外現金自動設備を1か所廃止しました。

店舗外現金自動設備の廃止

・イトーヨーカドー三島店共同出張所（三島市）

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	625
---------	-----

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
用地購入（静岡市清水区興津中町 他）	121

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
清水ビジネスサービス 株 式 会 社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	現金・手形等の精査 整 理 業 務 他	昭和56年12月10日	10百万円	100.00%	—
清水銀キャリアアップ 株 式 会 社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	有料職業紹介業務	平成2年10月22日	30百万円	100.00%	—
清水総合メンテナンス 株 式 会 社	静岡県静岡市清水区 天神1丁目8番25号	不動産管理業務	平成3年12月24日	30百万円	100.00%	—
株式会社清水地域 経済研究センター	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	金融・経済の調査研究 業務、研修運営業務	昭和40年10月28日	12百万円	100.00%	—
清水リース&カード 株 式 会 社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	リ ー ス 業 務、 クレジットカード業務	平成11年4月14日	60百万円	16.01%	—
清 水 信 用 保 証 株 式 会 社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	信 用 保 証 業 務	昭和53年11月1日	50百万円	5.00%	—
清水総合コンピュータ サービス株式会社	静岡県静岡市清水区 天神1丁目8番25号	コンピュータ関連業務	平成元年7月1日	30百万円	5.00%	—

- (注) 1. 上記の子会社等7社は、いずれも連結対象会社であります。
2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況
該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項
該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(平成26年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山田 訓史	取締役会長 (代表取締役)		
豊島 勝一郎	取締役頭取 (代表取締役)		
望月 昭宏	専務取締役		
佐野 雅樹	常務取締役		
野々山 茂	常務取締役		
鈴木 壽美子	取締役(社外役員)	中日本バンリース株式会社 代表取締役社長	
金田 富士夫	取締役(社外役員)		
鳥羽山 直樹	取締役常務執行役員		
白川 直幸	取締役		
望月 文人	取締役		
宇佐美 俊二	取締役 監査部 部長		
小林 和仁	常勤監査役		
岩岡 利彰	常勤監査役		
武下 圭介	監査役(社外役員)	公認会計士・税理士 公認会計士清富士監査団 代表理事	
伊藤 洋一郎	監査役(社外役員)	弁護士 伊藤総合法律事務所	
磯部 和明	監査役(社外役員)	公認会計士・税理士 公認会計士磯部和明事務所	

- (注) 1. 平成26年6月20日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査役金田富士夫氏が退任しました。なお、同氏は、同日付で取締役に就任しました。
2. 監査役武下圭介氏及び磯部和明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役金田富士夫氏、監査役武下圭介氏、伊藤洋一郎氏及び磯部和明氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員としての届け出を行っております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	11人	282
監 査 役	6人	55
計	17人	338

- (注) 1. 定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役 月額 25百万円
監査役 月額 5百万円
2. 上記の支給人数には、平成26年6月20日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 取締役1名の使用人としての報酬10百万円については、上記に含まれておりません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役 鈴木 壽美子	中日本バンリース株式会社 代表取締役社長
監査役 武下 圭介	公認会計士清富士監査団 代表理事
監査役 伊藤 洋一郎	伊藤総合法律事務所
監査役 磯部 和明	公認会計士磯部和明事務所

(注) 上記に掲げる社外役員の兼職先等と当行の間には通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
取締役 鈴木壽美子	13年9ヶ月	当期開催の取締役会24回の内14回出席しております。	会社経営者としての幅広い見地と経験からの発言を行っております。
取締役 金田富士夫	9ヶ月	就任後、当期開催の取締役会19回の全てに出席しております。	元静岡市収入役としての豊富な財務経験からの発言を行っております。
監査役 武下 圭介	13年9ヶ月	当期開催の取締役会24回の内22回出席し、また当期開催の監査役会12回の内11回出席しております。	主に公認会計士・税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監査役 伊藤洋一郎	5年9ヶ月	当期開催の取締役会24回の内23回出席し、また当期開催の監査役会12回の内11回出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監査役 磯部 和明	9ヶ月	就任後、当期開催の取締役会19回及び監査役会10回の全てに出席しております。	主に公認会計士・税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
鈴木 壽美子	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
金田 富士夫	
武下 圭介	
伊藤 洋一郎	
磯部 和明	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	27	—

(注) 上記の支給人数には、平成26年6月20日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員の意見
該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 19,800,020株
発行済株式の総数 9,600,218株 (自己株式62,115株を含む)
- (2) 当年度末株主数 4,405名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	529 ^{千株}	5.55%
鈴与株式会社	468	4.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	318	3.33
清水銀行従業員持株会	315	3.31
共栄火災海上保険株式会社	237	2.48
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	191	2.01
株式会社みずほ銀行	189	1.98
藍澤証券株式会社	170	1.78
朝日生命保険相互会社	155	1.62
大同生命保険株式会社	148	1.55

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除した上、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 鈴木 敏 夫 指定有限責任社員 栗 田 渉 指定有限責任社員 柴 田 剛	59	米国外国口座税務コンプライアンス法への対応に関する助言業務

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額59百万円
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

- (2) 責任限定契約
該当ありません。

- (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当行の監査業務に重大な支障をきたすと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任又は不再任に必要な手続を行います。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保する体制（いわゆる内部統制システム）として、取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員が遵守しなければならない法令・ルール等を定める。
 - ② コンプライアンスを統括する部署を設置し、当行及びグループ全体のコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努める。頭取を議長とし、コンプライアンスをテーマとする拡大経営会議を月1回開催し、顧問弁護士もそのメンバーとする。
 - ③ 本部・営業店にコンプライアンス責任者と管理者を配置し、日常業務での適法性のチェックを実施するとともに、「コンプライアンス報告制度」を設け、違反行為の未然防止等を図る。なお、本報告制度の利用者に対して、報告等の行為を理由として懲罰、人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益となる行為は行わない。
 - ④ 職員の法令・定款違反行為については、賞罰委員会において懲罰を付し、役員の場合は、取締役コンプライアンス規程に基づき、経営会議等による調査を経て、取締役会において具体的な処分を決議する。
 - ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、利益を供与しない。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会等の議事録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報については、行内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理を適切に行うため、「統合的リスク管理規程」を制定し、カテゴリー毎に所管部を定めて、各種リスクについての管理体制を構築する。また、銀行全体のリスク統括を図る部署を設置し、各種リスクの状況について、必要に応じて取締役会及び経営会議への報告を行う。
 - ② 非常時において適切に業務を継続するための「業務継続規則」を制定し、迅速かつ適切に対応することで、経営への影響を最小限に止めることができる体制を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役は、組織規程及び職務権限規程に基づき、業務執行を行う。また、取締役会の委任の範囲内で決議・協議等を行う機関として、「経営会議」を設置し、業務執行の決定の迅速化を図る。
 - ② 取締役会で決議された事項は、3ヶ月毎にその進捗状況を取締役会へ報告することで、完了までの管理・把握を行う。

- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社における業務の適正かつ効率的な運営・管理を確保するため、グループ会社を運営・管理する統括部署を設置するとともに、「清水銀行グループ運営管理規程」を定める。また、グループ会社は、「グループ会社協議・報告一覧」に基づいて、当行への協議・報告を行う。
 - ② 当行は、必要に応じてグループ会社に立ち入り、監査を行う。
 - ③ 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人として、監査役会担当者を1名以上配置する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役会担当者の人事異動や評価等については監査役会の意見を尊重する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役は、当行の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に遅滞なく報告するものとし、使用人は主管部署を通じて、担当取締役から報告するものとする。
また、取締役及び使用人は、監査役から業務について報告を求められたときは、協力するものとする。
- (9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
頭取は、当行が対処すべき課題、監査役職務の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査役と定期的に意見の交換を行い、相互の認識を深めるよう努める。

9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

10. その他

該当ありません。

第140期末 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現預金	193,972	預当座預金	1,404,405
現預金	18,025	当座預金	46,259
預金	175,947	普通預金	451,254
預金	221	貯蓄預金	17,460
預金	42	定期預金	2,920
預金	178	他定期預金	856,098
預金	1,201	その他定期預金	11,360
預金	318,442	譲渡性預金	19,050
預金	122,455	借入金	68,215
預金	22,683	外債	14,470
預金	62,565	未払外債	26
預金	20,611	未払外債	12
預金	90,125	未払外債	14
預金	1,050,470	未払外債	10,000
預金	8,587	未払外債	4,709
預金	16,562	未払外債	819
預金	915,104	未払外債	835
預金	110,215	未払外債	529
預金	522	未払外債	4
預金	522	未払外債	370
預金	0	未払外債	839
預金	5,863	未払外債	33
預金	44	未払外債	1,275
預金	1,149	未払外債	489
預金	200	未払外債	2,339
預金	4,469	未払外債	45
預金	18,528	未払外債	282
預金	8,249	未払外債	2,773
預金	9,288	未払外債	1,507,758
預金	737	賞退職金負債	8,670
預金	0	賞退職金負債	5,267
預金	252	賞退職金負債	5,267
預金	846	賞退職金負債	56,366
預金	693	賞退職金負債	8,670
預金	72	賞退職金負債	47,696
預金	79	賞退職金負債	44,132
預金	337	賞退職金負債	3,564
預金	2,773	賞退職金負債	△294
預金	△8,259	賞退職金負債	70,010
預金		賞退職金負債	7,151
預金		賞退職金負債	0
預金		賞退職金負債	7,151
預金		賞退職金負債	77,161
預金		賞退職金負債	1,584,920
預金		賞退職金負債	1,584,920

第140期 損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	24,459
資金運用収益	18,347
貸出証券の利息	14,057
有価証券の利息	4,211
預金	1
その他の受取利息	76
役員受取	0
その他の引替手数料	3,516
その他の業務手数料	1,029
その他の業務収益	2,486
その他の証券売買益	1,056
その他の債権売却益	0
その他の経常売却益	1,055
株金の売却益	1,539
その他の信託運用益	1,117
その他の費用	11
その他の費用	409
経常費用	1,246
預金	863
渡り金	82
借入金の利息	11
その他の引替手数料	10
役員受取	229
その他の引替手数料	49
その他の業務費用	935
支那の業務費用	175
その他の業務費用	759
外国債の償還	311
その他の償還	151
営所の業他経常売却費用	159
その他の業他経常売却費用	16,529
倒引当の利益	972
その他の引当の利益	730
その他の引当の利益	241
経常利益	4,464
固定資産の減損	—
特種利益	84
利益損失	4
分損	79
損失	—
益税額計	4,380
法人税	1,425
法人住民税	427
法人等純利益	1,852
法人等純利益	2,527

第140期 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	8,670	5,267	5,267	8,670	43,132	2,090	53,892
会計方針の変更による累積的影響額						518	518
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,670	5,267	5,267	8,670	43,132	2,609	54,411
当期変動額							
剰余金の配当						△572	△572
別途積立金の積立					1,000	△1,000	—
当期純利益						2,527	2,527
自己株式の取得							
自己株式の処分						△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	1,000	955	1,955
当期末残高	8,670	5,267	5,267	8,670	44,132	3,564	56,366

(単位：百万円)

	評価・換算差額等					純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△290	67,539	3,435	0	3,435	70,974
会計方針の変更による累積的影響額		518				518
会計方針の変更を反映した当期首残高	△290	68,058	3,435	0	3,435	71,493
当期変動額						
剰余金の配当		△572				△572
別途積立金の積立		—				—
当期純利益		2,527				2,527
自己株式の取得	△3	△3				△3
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			3,715	0	3,715	3,715
当期変動額合計	△3	1,952	3,715	0	3,715	5,667
当期末残高	△294	70,010	7,151	0	7,151	77,161

第140期末 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	194,095	預 渡 性 預 金	1,399,738
商品有価証券	221	借 用 金	68,215
金銭の信託	1,201	外 国 為 替	19,788
有 価 証 券	318,174	社 債	26
貸 出 金	1,045,630	そ の 他 負 債	10,000
外 国 為 替	522	賞 与 引 当 金	7,257
リース債権及びリース投資資産	9,691	退 職 給 付 に 係 る 負 債	522
そ の 他 資 産	8,285	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2,361
有 形 固 定 資 産	19,524	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	106
建 物	8,971	繰 延 税 金 負 債	45
土 地	9,288	支 払 承 諾	357
リ ー ス 資 産	78	負 債 の 部 合 計	2,773
建 物 仮 勘 定	0	(純資産の部)	1,511,193
その他の有形固定資産	1,185	資 本 金	8,670
無 形 固 定 資 産	873	資 本 剰 余 金	5,272
ソ フ ト ウ ェ ア	703	利 益 剰 余 金	58,475
リ ー ス 資 産	8	自 己 株 式	△294
その他の無形固定資産	161	株 主 資 本 合 計	72,125
退 職 給 付 に 係 る 資 産	477	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,177
繰 延 税 金 資 産	330	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
支 払 承 諾 見 返	2,773	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	147
貸 倒 引 当 金	△9,891	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	7,325
		少 数 株 主 持 分	1,266
		純 資 産 の 部 合 計	80,717
資 産 の 部 合 計	1,591,910	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,591,910

第140期 連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 収 益		29,070
資 金 運 用 収 益		18,320
貸 出 金 利 息		14,028
有 価 証 券 利 息		4,213
コ ー ル 一 ン		1
預 け 金 利 息		76
そ の 他 の 受 入 利 息		0
役 務 の 取 引 等 収 益		8,162
そ の 他 の 業 務 常 収 益		1,056
		1,530
償 却 債 権 取 立 益		2
そ の 他 の 経 常 収 益		1,528
経 常 費 用		24,454
資 金 調 達 費 用		1,254
預 讓 コ 借 社 所 属 の 他 の 支 払 利 息		862
渡 一 ル マ ネ ー 利 息		82
用 金 利 息		11
債 権 利 息		64
そ の 他 の 支 払 利 息		229
		4
役 務 の 取 引 等 費 用		4,475
そ の 他 の 業 務 常 費 用		314
		17,180
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		1,229
そ の 他 の 経 常 繰 入 額		985
		243
経 特 別 負 担 減 税 法 人 法 法 少 数 株 主 当 期		4,615
の の れ ん 発 生 益		938
別 損 失 分 損 失		84
固 定 資 産 処 分 損 失		4
減 損		79
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,469
法 人 税 住 民 税 等 調 整 額		1,488
法 人 税 等 調 整 額		567
法 人 税 等 合 計		2,055
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		3,413
少 数 株 主 利 益		13
当 期 純 利 益		3,400

第140期 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,670	5,272	55,129	△290	68,781
会計方針の変更による累積的影響額			518		518
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,670	5,272	55,648	△290	69,300
当期変動額					
剰余金の配当			△572		△572
当期純利益			3,400		3,400
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△0	2,827	△3	2,824
当期末残高	8,670	5,272	58,475	△294	72,125

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,452	0	△191	3,260	2,208	74,250
会計方針の変更による累積的影響額						518
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,452	0	△191	3,260	2,208	74,768
当期変動額						
剰余金の配当						△572
当期純利益						3,400
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,724	0	339	4,064	△941	3,123
当期変動額合計	3,724	0	339	4,064	△941	5,948
当期末残高	7,177	0	147	7,325	1,266	80,717

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 清水銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏夫 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗田 渉 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 剛 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社清水銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 清水銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 敏夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗田 渉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 剛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社清水銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社清水銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

株式会社 清水銀行 監査役会

常勤監査役 小 林 和 仁 ㊟

常勤監査役 岩 岡 利 彰 ㊟

監 査 役 伊 藤 洋 一 郎 ㊟

監 査 役 磯 部 和 明 ㊟

(注) 1. 監査役伊藤洋一郎及び監査役磯部和明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

2. 監査役（社外監査役）武下圭介は、平成27年5月8日に辞任いたしましたので、本監査報告書に署名押印いたしておりません。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の経営環境の変化に備えるべく内部留保を確保するとともに、株主の皆さまへ安定的な配当を継続することを基本としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金30円

総 額 286,143,090円

なお、中間配当を含めました当期の年間配当は、1株につき60円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月22日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役11名の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	山田訓史 (昭和25年8月22日生)	昭和48年4月 当行入行 平成3年4月 当行静岡流通センター支店長 平成10年6月 当行取締役 経営企画部長 平成12年4月 当行常務取締役 平成13年4月 当行専務取締役 平成17年4月 当行取締役頭取 平成24年4月 当行取締役会長 (現在)	8,500株
2	豊島勝一郎 (昭和32年7月6日生)	昭和56年4月 当行入行 平成8年6月 当行秘書部長 平成13年4月 当行理事総合統括部長 平成15年6月 当行取締役 富士支店長 平成17年6月 当行常務取締役 平成19年6月 当行専務取締役 平成23年4月 当行取締役副頭取 平成24年4月 当行取締役頭取 (現在)	11,373株
3	望月昭宏 (昭和32年4月4日生)	昭和55年4月 当行入行 平成11年2月 当行矢部支店長 平成16年4月 当行理事経営企画部長兼秘書室長 平成17年6月 当行取締役 静岡支店長 平成23年4月 当行常務取締役 平成25年6月 当行専務取締役 (現在)	4,600株
4	野々山 茂 (昭和34年5月30日生)	昭和58年4月 当行入行 平成12年4月 当行辻支店長 平成19年6月 当行理事本店営業部長 平成23年6月 当行取締役 平成25年6月 当行常務取締役 (現在)	3,900株
5	望月文人 (昭和39年1月27日生)	昭和61年4月 当行入行 平成19年6月 当行藤枝駅西支店長 平成23年7月 当行理事本店営業部長兼興津支店長兼八木間支店長 平成24年7月 当行理事本店営業部長 平成25年6月 当行取締役 (現在)	1,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
6	鈴木 壽美子 (昭和21年10月6日生)	平成4年10月 静岡家庭裁判所 家事調停委員 平成4年11月 鈴与商事株式会社監査役 平成8年10月 静岡県教育委員会委員 平成11年10月 静岡県教育委員会委員長 平成13年6月 当行取締役(現在) 重要な兼職の状況 中日本バンリース株式会社代表取締役社長	4,300株
7	金田 富士夫 (昭和19年1月25日生)	昭和44年9月 清水市採用 平成7年4月 保健福祉部国民健康保険課長 平成13年4月 財政部長 平成15年4月 静岡市収入役 平成19年3月 静岡市退職 平成19年6月 当行監査役 平成26年6月 当行取締役(現在)	1,400株
8	東 恵子 (昭和28年8月23日生) 新任	昭和55年4月 東海大学短期大学部専任講師 平成2年4月 東海大学短期大学部助教授 平成16年4月 東海大学短期大学部教授 平成19年4月 東海大学開発工学部感性デザイン学科教授 平成23年4月 東海大学海洋学部環境社会学科教授(現在)	0株
9	白川 直幸 (昭和33年8月9日生)	昭和57年4月 当行入行 平成12年7月 当行袋井支店長 平成18年12月 当行理事市場営業部長 平成21年6月 当行常務執行役員 平成24年6月 当行取締役(現在)	1,420株
10	宇佐美 俊二 (昭和34年10月25日生)	昭和58年4月 当行入行 平成14年1月 当行有玉支店長 平成22年4月 当行理事静岡支店長兼鷹匠町支店長兼安倍川支店長 平成24年4月 当行常務執行役員 平成26年6月 当行取締役(現在)	1,500株
11	岩山 靖宏 (昭和39年7月13日生) 新任	昭和63年4月 当行入行 平成17年6月 当行富士駅南支店長 平成24年4月 当行理事富士支店長兼富士市役所前支店長兼松岡支店長 平成26年4月 当行常務執行役員(現在)	1,600株

(注) 1. 各取締役候補者と当行との特別の利害関係について

- (1) 鈴木壽美子氏が代表取締役社長を務める中日本バンリース株式会社との間で貸出金等の取引があります。
 - (2) その他の候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木壽美子氏は社外取締役候補者であります。
3. 金田富士夫氏は社外取締役候補者であります。なお、当行は株式会社東京証券取引所に対して、金田富士夫氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

4. 東恵子氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由について
- (1) 鈴木壽美子氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 金田富士夫氏は、行政でこれまでに培ってきた知識と幅広い経験を有していることから、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 - (3) 東恵子氏は、大学教授としてこれまで培ってきた知識と幅広い経験を有していることから、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- (1) 鈴木壽美子氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって14年であります。
 - (2) 金田富士夫氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
7. 社外取締役との責任限定契約について
- 当行は、鈴木壽美子氏及び金田富士夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。鈴木壽美子氏及び金田富士夫氏の選任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
- また、東恵子氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間においても会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役1名の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了となりますので、あらたに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
せい 明 宏 (昭和29年9月7日生) 新任	昭和52年4月 当行入行 平成8年6月 当行野中支店長 平成15年7月 当行理事審査部長 平成18年12月 当行常務執行役員 平成27年4月 当行総務管理部付部長(現在)	501株

(注) 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
河野 誠 (昭和45年11月12日生) 新任	平成12年10月 東京弁護士会に弁護士登録 相川法律事務所入所 平成17年4月 静岡県弁護士会に弁護士登録換 河野法律事務所入所 (現在)	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当行との特別の利害関係について
補欠監査役候補者河野誠氏は当行の顧問弁護士であり顧問料を支払っております。
2. 河野誠氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 補欠監査役の選任理由について
河野誠氏は、長年の弁護士としての見識と経験を有しておられることから、当行の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役との責任限定契約について
当行は、定款において社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。河野誠氏の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合には、同氏との間においても責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当行の取締役の報酬額は、平成4年6月10日開催の第117期定時株主総会におきまして月額25百万円以内、監査役の報酬額は、平成2年6月12日開催の第115期定時株主総会において月額5百万円以内とご決議いただき、現在に至っております。

しかし、その後の経済情勢の変化や諸般の事情を勘案し、取締役の報酬については、次のとおり、確定金額報酬と業績連動型報酬といたしたいと存じます。なお、いずれの報酬につきましても、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。また、監査役の報酬については、次のとおり確定金額報酬といたしたいと存じます。

なお、配分については、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名であり、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって取締役は11名（うち社外取締役は3名）、監査役は4名となります。

1. 取締役および監査役の確定金額報酬

取締役の報酬額を年額270百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額20百万円以内）、監査役の報酬額を年額60百万円以内といたしたいと存じます。

2. 取締役の業績連動型報酬

取締役（社外取締役を除く）に対し当期純利益を基準として次表に基づく業績連動型報酬を1. の確定金額報酬とは別枠にて支給いたしたいと存じます。今回、このご提案をさせていただきますのは、業績と連動する報酬枠の設定により、取締役の企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識を従来以上に高めることを目的としたものであります。

表) 業績連動型報酬枠

当期純利益水準	報酬枠(年額)
50億円以上	30百万円
30億円以上50億円未満	20百万円
10億円以上30億円未満	10百万円
10億円未満	0円

第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

今般の役員報酬制度の見直しにより、第5号議案でご承認いただく取締役の報酬額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額36百万円以内の範囲で割り当てることといたしたいと存じます。

ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

現在の取締役（社外取締役を除く）は9名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって8名となります。なお、各取締役への支給時期および配分につきましては、取締役会にご一任いたしたいと存じます。

取締役に報酬として新株予約権を割り当てる理由ならびにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

取締役（社外取締役を除く）の企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識を従来以上に高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数
事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限は1,200個とします。
新株予約権の目的となる株式は当行普通株式とし、上記の1年間の上限を12,000株とします。
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は10株とします。
なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当て、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものとします。
- (2) 新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当行に対する報酬債権と相殺するものとします。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- (4) 新株予約権を行使できる期間
新株予約権の割当日の翌日から25年以内とします。ただし、行使の期間の最終日が当行の休日に当たる場合は、その前営業日とします。
- (5) 新株予約権の行使の主な条件
新株予約権者は、上記（4）の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとします。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとします。
- (7) その他新株予約権の内容
上記（1）から（6）の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとします。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当行指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.evotep.jp/>) をご利用いただくことによつてのみ可能です (ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します)。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバー等をご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがつて議案に対する賛否をご入力ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月18日 (木曜日) 午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
- (5) 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱いさせていただきます。
- (6) インターネットによつて議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (7) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま (常任代理人さまを含みます。) につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1. のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

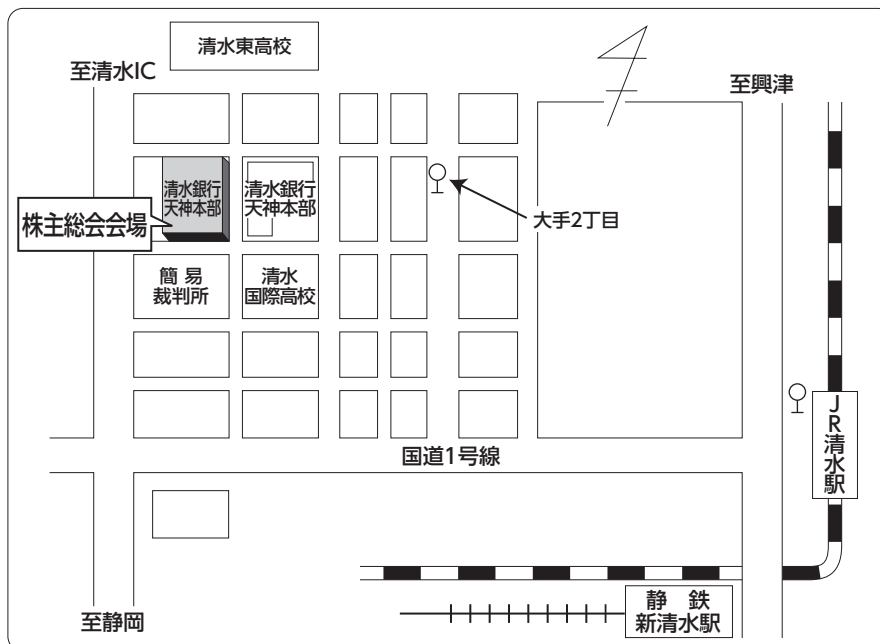
インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
電話 0120-173-027 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00

以上

株主総会会場のご案内

会 場 静岡県静岡市清水区天神1丁目7番30号
清水銀行天神本部 3階大会議室
☎ 054-353-7714 (清水銀行総務管理部)



※最寄り駅のご案内

東海道本線 JR清水駅より徒歩15分

静岡鉄道（電車）新清水駅より徒歩25分 タクシー7分

しずてつ
ジャストライン（バス）清水駅前停留所
4番乗り場、庵原線乗車

大手2丁目バス停下車徒歩3分

※なお、駐車場のスペースに限りがございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。